

認可外保育施設等の無償化に伴う手続きについて

子育てを行う家庭の経済的負担を軽減するために、令和元年10月1日から幼児教育の無償化が始まります。この案内をよくお読みいただき、給付を受けるために必要な手続きをお願いします。

幼児教育・保育の無償化(施設等利用給付)について

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。この認定を受けると、保育料が次のとおり無償化されます。

(1)保育料について

- ・保育の必要性が認められる3歳児クラスから5歳児クラスまでの利用料が月額37,000円を上限に無償化
- ・保育の必要性が認められる0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の利用料が月額42,000円を上限に無償化

- ※ 認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- ※ 無償化の対象は利用料のみです。給食費や行事費などは無償化の対象となりません。
- ※ 利用料は町から保護者の方への償還払いとなります。利用料を施設に支払った後、保護者が町に必要書類を提出して請求します。(対象者には、別途請求方法をご案内します。)

(2)対象施設について

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

- ※ 認可外保育施設は、ベビーシッターや認可外の事業所内保育等も対象となります。
- ※ 認可外施設については、無償化の対象施設として町の確認を受けている施設に限ります。

(3)施設等利用給付認可の手続きについて

認定事由に該当する方は、次の認定を受ける必要があります。

- ◆ 3歳児～5歳児 ⇒ 第2号認定(施設等利用給付認定2号)
- ◆ 0歳児～2歳児 ⇒ 第3号認定(施設等利用給付認定3号)

- ※ こども課の窓口で必要な書類を入手し、窓口へ持参してください。(町ホームページからダウンロードも可)
- ※ 申請が遅れると給付できない期間が発生する場合があります。
- ※ 認定内容に変更が生じたときは、変更の申請が必要です。
- ※ 第2号認定(第3号認定)を受けた場合でも、保育の必要性が認められないことがわかった場合は遡って取り消しとなる場合があります。

(4)保育の必要性について

保育の必要性が認められるのは、以下のいずれかの事由に該当する場合で、必要な期間に限ります。この条件は、認可保育園等を利用するときと同じです。

【認定事由の一覧】

事由	状況	期間	必要書類
就労	1月において60時間以上の労働をすることを常態とすること。	変更がない限り小学校就学前まで	就労証明書 ※父母ともに就労している場合は父母双方の証明書の証明書 ※自営業の方は自身で記入してください。
出産	母親の出産予定月の前8週間目の属する月の初日から、出産後8週間目の属する月の月末まで	同左	母子手帳のコピー（保護者情報及び分娩予定日が記載されたページ）
病気・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 ※疾病や障害を理由に、ご自宅で保育できない場合に限りです。	療養を必要としなくなるまで	診断書（父母本人につき1部必要）又は障害者手帳
親族の介護	親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること。 ※介護に要する時間が就労と同程度の場合に限りです。	介護を必要としなくなるまで	診断書（介護対象者1名につき1部必要）又は障害者手帳若しくは介護保険証のコピー
災害復旧	保護者が震災、風水害、災害の復旧に当たっているための児童の保育ができないこと。	必要な期間	罹災証明等
求職中	求職活動（起業の準備を含む）を継続的にしていること。 ※求職活動の期間延長はできません。	60日以内	不要
就学	学校教育法に規定する学校や職業訓練校に在学していること。	在学期間中	在学証明書及び日程の分かるカリキュラム、時間割表
育児休業中の継続入園	育児休業取得時に、既に幼稚園等を利用している児童がいて継続利用が必要と認められる場合	必要な期間	こども課にご相談ください
その他	上記と同様の常態と認められる場合	必要な期間	こども課にご相談ください

【Q&A】

Q1 母親または父親のどちらかが就労していれば保育の必要性が認められますか？

A1 児童の父母ともに認定事由が必要です。また、父母いずれかの終期が短い方の認定事由で認定します。

Q2 一度認定を受ければそのまま継続するのですか？

A2 毎年保育の必要性を確認するため、就労証明書等の提出を依頼します。

なお、保育の必要性が認められない事実が発覚した場合は、遡って取消しとなる場合があります。

Q3 認定の有効期間が満了する場合の更新はどうするのですか？

A3 有効期間が満了する前に申請が必要です。申請がない場合は自動的に期間満了となります。再度申請した場合でも、認定が切れていた間の給付は受けられません。

【問い合わせ先】

〒285-8510

印旛郡酒々井町中央台4-11

酒々井町教育委員会 こども課

TEL 043-496-1171（代）